

○ 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）

新旧対照表（第一条関係）

第一表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第一章 〔略〕</p> <p>第二章 子会社等及び親会社等（第三条―第四 条の二）</p> <p>第二編 株式会社</p> <p>〔第一章～第三章 略〕</p> <p>第四章 機関</p> <p>〔第一節・第二節 略〕</p> <p>第三節 取締役（第九十八条―第九十八条の</p>	<p>目次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第一章 〔同上〕</p> <p>第二章 子会社等及び親会社等（第三条―第四 条）</p> <p>第二編 株式会社</p> <p>〔第一章～第三章 同上〕</p> <p>第四章 機関</p> <p>〔第一節・第二節 同上〕</p> <p>第三節 取締役（第九十八条）</p>

五)

〔第四節～第八節 略〕

第九節 指名委員会等及び執行役（第百十一
条―第百十二条）

第十節 役員等の損害賠償責任（第百十三
条―第百十五条）

第十一節 役員等のために締結される保険契
約（第百十五条の二）

〔第五章～第八章 略〕

第三編 〔略〕

第四編 社債

第一章 〔略〕

第二章 社債管理者等（第百六十九条―第百七十

〔第四節～第八節 同上〕

第九節 指名委員会等及び執行役（第百十一
条・第百十二条）

第十節 役員等の損害賠償責任（第百十三
条―第百十五条）

〔第五章～第八章 同上〕

第三編 〔同上〕

第四編 社債

第一章 〔同上〕

第二章 社債管理者（第百六十九条―第百七十

十一条の二)

第三章 〔略〕

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換、
株式移転及び株式交付

第一章 〔略〕

第一章の二 株式交付子会社の株式の譲渡しの
申込み（第七十九条の二・第七
十九条の三）

第二章 組織変更をする株式会社の手続（第百
八十条・第八十一条）

〔第三章～第五章 略〕

第六章 新設合併設立株式会社、新設分割設立
株式会社及び株式移転設立完全親会社

一条)

第三章 〔同上〕

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及
び株式移転

第一章 〔同上〕

第二章 組織変更をする株式会社の手続（第百
八十条・第八十一条）

〔第三章～第五章 同上〕

第六章 新設合併設立株式会社、新設分割設立
株式会社及び株式移転設立完全親会社

の手續（第二百十一条—第二百十三条
）

第七章 株式交付親会社の手續（第二百十三条
の二—第二百十三条の十）

〔第六編・第七編 略〕

附則

（定義）

第二条 この省令において、「会社」、「外国会社
」、「子会社」、「子会社等」、「親会社」、
「親会社等」、「公開会社」、「取締役会設置会
社」、「会計参与設置会社」、「監査役設置会社
」、「監査役会設置会社」、「会計監査人設置会
社」、「監査等委員会設置会社」、「指名委員会

の手續（第二百十一条—第二百十三条
）

〔第六編・第七編 同上〕

附則

（定義）

第二条 この省令において、「会社」、「外国会社
」、「子会社」、「子会社等」、「親会社」、
「親会社等」、「公開会社」、「取締役会設置会
社」、「会計参与設置会社」、「監査役設置会社
」、「監査役会設置会社」、「会計監査人設置会
社」、「監査等委員会設置会社」、「指名委員会

等設置会社」、「種類株式発行会社」、「種類株
主總會」、「社外取締役」、「社外監査役」、
「譲渡制限株式」、「取得条項付株式」、「単元
株式数」、「新株予約権」、「新株予約権付社債
」、「社債」、「配当財産」、「組織変更」、
「吸収合併」、「新設合併」、「吸収分割」、
「新設分割」、「株式交換」、「株式移転」、
「株式交付」又は「電子公告」とは、それぞれ法
第二条に規定する会社、外国会社、子会社、子会
社等、親会社、親会社等、公開会社、取締役会設
置会社、会計参与設置会社、監査役設置会社、監
査役会設置会社、会計監査人設置会社、監査等委
員会設置会社、指名委員会等設置会社、種類株式

等設置会社」、「種類株式発行会社」、「種類株
主總會」、「社外取締役」、「社外監査役」、
「譲渡制限株式」、「取得条項付株式」、「単元
株式数」、「新株予約権」、「新株予約権付社債
」、「社債」、「配当財産」、「組織変更」、
「吸収合併」、「新設合併」、「吸収分割」、
「新設分割」、「株式交換」、「株式移転」又は
「電子公告」とは、それぞれ法第二条に規定する
会社、外国会社、子会社、子会社等、親会社、親
会社等、公開会社、取締役会設置会社、会計参与
設置会社、監査役設置会社、監査役会設置会社、
会計監査人設置会社、監査等委員会設置会社、指
名委員会等設置会社、種類株式発行会社、種類株

発行会社、種類株主総会、社外取締役、社外監査役、譲渡制限株式、取得条項付株式、単元株式数、新株予約権、新株予約権付社債、社債、配当財産、組織変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式交付又は電子公告をいう。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一〜六十三 略〕

六十四 執行役等 法第四百四条第二項第一号に規定する執行役等をいう。

六十五 〔略〕

六十六 補償契約 法第四百三十条の二第一項に

主総会、社外取締役、社外監査役、譲渡制限株式、取得条項付株式、単元株式数、新株予約権、新株予約権付社債、社債、配当財産、組織変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転又は電子公告をいう。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一〜六十三 同上〕

〔号を加える。〕

六十四 〔同上〕

〔号を加える。〕

規定する補償契約をいう。

六十七 役員等賠償責任保険契約 法第四百三十

条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契
約をいう。

六十八 [略]

六十九 [略]

七十 [略]

七十一 [略]

七十二 [略]

七十三 [略]

七十四 [略]

七十五 [略]

七十六 [略]

〔号を加える。〕

六十五 [同上]

六十六 [同上]

六十七 [同上]

六十八 [同上]

六十九 [同上]

七十 [同上]

七十一 [同上]

七十二 [同上]

七十三 [同上]

七十七 [略]
七十八 [略]
七十九 [略]
八十 [略]
八十一 [略]
八十二 [略]
八十三 [略]
八十四 [略]
八十五 [略]
八十六 [略]
八十七 [略]
八十八 [略]
八十九 [略]

七十四 [同上]
七十五 [同上]
七十六 [同上]
七十七 [同上]
七十八 [同上]
七十九 [同上]
八十 [同上]
八十一 [同上]
八十二 [同上]
八十三 [同上]
八十四 [同上]
八十五 [同上]
八十六 [同上]

九十 [略]

九十一 [略]

九十二 [略]

九十三 [略]

九十四 [略]

九十五 [略]

九十六 [略]

九十七 [略]

九十八 [略]

九十九 [略]

百 [略]

百一 [略]

百二 [略]

八十七 [同上]

八十八 [同上]

八十九 [同上]

九十 [同上]

九十一 [同上]

九十二 [同上]

九十三 [同上]

九十四 [同上]

九十五 [同上]

九十六 [同上]

九十七 [同上]

九十八 [同上]

九十九 [同上]

百三 [略]

百四 [略]

百五 [略]

百六 [略]

百七 [略]

百八 [略]

百九 [略]

百十 [略]

百十一 [略]

百十二 [略]

百十三 [略]

百十四 株式会社交付親会社 法第七百七十四条の三

第一項第一号に規定する株式会社交付親会社をい

百 [同上]

百一 [同上]

百二 [同上]

百三 [同上]

百四 [同上]

百五 [同上]

百六 [同上]

百七 [同上]

百八 [同上]

百九 [同上]

百十 [同上]

「号を加える。」

う。

百十五 株式会社交付子会社 法第七百七十四条の三

第一項第一号に規定する株式会社交付子会社をい

う。

百十六 [略]

百十七 [略]

百十八 [略]

百十九 [略]

百二十 [略]

百二十一 [略]

百二十三 [略]

百二十三 [略]

百二十四 [略]

〔号を加える。〕

百十一 [同上]

百十二 [同上]

百十三 [同上]

百十四 [同上]

百十五 [同上]

百十六 [同上]

百十七 [同上]

百十八 [同上]

百十九 [同上]

百二十五 [略]

百二十六 [略]

3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〜四 略」

五 社外役員 会社役員のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

イ [略]

ロ 当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。

「号の細分を削る。」

百二十 [同上]

百二十一 [同上]

3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〜四 同上」

五 社外役員 会社役員のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

イ [同上]

ロ 当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該会社役員が社外取締役であることにより次に掲げる行為を要しないこととして
いること又は要しないこととする予定があ

(2) [略]

(1) 当該会社役員が法第三百二十七条の二、第三百三十一条第六項、第三百七十三条第一項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であることと。

(3) [同上]

(2) 当該会社役員が法第三百三十一条第六項、第三百七十三条第二項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であること。

(iii) 第二百二十四条第二項の理由の事業報告
への記載又は記録

(ii) 第七十四条の二第一項の理由の株主総
会参考書類への記載

明

(i) 法第三百二十七条の二の規定による説

明
ること。

(3) 〔略〕

六 業務執行者 次に掲げる者をいう。

イ 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員（法第三百四十八条の二第一項及び第二項の規定による委託を受けた社外取締役を除く。）

〔ロ・ハ 略〕

七 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。

イ 〔略〕

ロ 次のいずれかの要件に該当すること。

〔号の細分を削る。〕

(4) 〔同上〕

六 業務執行者 次に掲げる者をいう。

イ 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員

〔ロ・ハ 同上〕

七 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。

イ 〔同上〕

ロ 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該候補者を社外取締役であるものとして置くことにより次に掲げる行為を要しな

(2) [略]

(1) 当該候補者を法第二百二十七条の二、第三百三十一条第六項、第三百七十三条第二項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であるものとする予定があること。

(3) [同上]

(2) 当該候補者を法第三百三十一条第六項、第三百七十三条第二項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であるものとする予定があること。

(iii) 第二百二十四条第二項の理由の事業報告
への記載又は記録

総会参考書類への記載

(ii) 第七十四条の二第二項の理由の株主

説明

(i) 法第二百二十七条の二の規定による

いこととする予定があること。

「八十九 略」

二十 関連会社 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。

二十一 連結配当規制適用会社 会社計算規則第二条第三項第五十五号に規定する連結配当規制適用会社をいう。

「二十二・二十三 略」

(株式交付子会社)

第四条の二 法第二条第三十二号の二に規定する法務省令で定めるものは、同条第三号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（第三条第三項第一号に掲げる場

「八十九 同上」

二十 関連会社 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第十八号に規定する関連会社をいう。

二十一 連結配当規制適用会社 会社計算規則第二条第三項第五十一号に規定する連結配当規制適用会社をいう。

「二十二・二十三 同上」

「条を加える。」

合に限る。)における当該他の会社等とする。

第二編 株式会社

(子会社による親会社株式の取得)

第二十三条 法第百三十五条第二項第五号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〜三 略」

四 他の法人等が行う株式交付（法以外の法令に基づき株式交付に相当する行為を含む。）に際して親会社株式の割当てを受ける場合

五 「略」

六 「略」

七 「略」

第二編 株式会社

(子会社による親会社株式の取得)

第二十三条 法第百三十五条第二項第五号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〜三 同上」

「号を加える。」

四 「同上」

五 「同上」

六 「同上」

八 [略]

九 [略]

十 [略]

十一 [略]

十二 [略]

十三 [略]

十四 [略]

(一株当たり純資産額)

第二十五条 [略]

[2～5 略]

6 第二項及び第三項に規定する「算定基準日」とは、次の各号に掲げる規定に規定する一株当たり純資産額を算定する場合における当該各号に定め

七 [同上]

八 [同上]

九 [同上]

十 [同上]

十一 [同上]

十二 [同上]

十三 [同上]

(一株当たり純資産額)

第二十五条 [同上]

[2～5 同上]

6 第二項及び第三項に規定する「算定基準日」とは、次の各号に掲げる規定に規定する一株当たり純資産額を算定する場合における当該各号に定め

る日をいう。

「一〇九 略」

十 法第八百十六条の四第一項第一号イ 株式交付計画を作成した日（当該株式交付計画により当該株式交付計画を作成した日と異なる時（当該株式交付計画を作成した日後から当該株式交付の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）

十一 「略」

（自己の株式を取得することができる場合）

第二十七条 法第百五十五条第十三号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇四 略」

る日をいう。

「一〇九 同上」

「号を加える。」

十 「同上」

（自己の株式を取得することができる場合）

第二十七条 法第百五十五条第十三号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇四 同上」

五 当該株式会社が法第百十六條第五項、第百八十二條の四第四項、第四百六十九條第五項、第七百八十五條第五項、第七百九十七條第五項、~~第八百六條第五項又は第八百十六條の六第五項~~（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じて当該株式会社の株式を取得する場合

〔六～八 略〕

（全部取得条項付種類株式の取得に関する事前開示事項）

第三十三條の二 〔略〕

2 前項第一号に規定する「取得対価の相当性に関

五 当該株式会社が法第百十六條第五項、第百八十二條の四第四項、第四百六十九條第五項、第七百八十五條第五項、第七百九十七條第五項又は~~第八百六條第五項~~（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買取請求に応じて当該株式会社の株式を取得する場合

〔六～八 同上〕

（全部取得条項付種類株式の取得に関する事前開示事項）

第三十三條の二 〔同上〕

2 前項第一号に規定する「取得対価の相当性に関

する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第七十一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。

〔一（三）略〕

四 法第二百三十四条の規定により一に満たない
端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項

イ 次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項

する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第七十一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。

〔一（三）同上〕

四 法第二百三十四条の規定により一に満たない
端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

〔号の細分を加える。〕

(1) 法第二百三十四条第一項又は第二項のい
ずれの規定による処理を予定しているかの
別及びその理由

(2) 法第二百三十四条第一項の規定による処
理を予定している場合には、競売の申立て
をする時期の見込み（当該見込みに関する
取締役（取締役会設置会社にあつては、取
締役会。（③及び④において同じ。））の判
断及びその理由を含む。）

(3) 法第二百三十四条第二項の規定による
処理（市場において行ふ取引による売却に
限る。）を予定している場合には、売却す
る時期及び売却により得られた代金を株主

に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）

(4) 法第二百二十四条第二項の規定による

処理（市場において行われ取引による売却を除く。）を予定している場合には、売却に

係る株式を買い取る者となると見込まれる

者の氏名又は名称、当該者が売却に係る代

金の支払のための資金を確保する方法及び

当該方法の相当性並びに売却する時期及び

売却により得られた代金を株主に交付する

時期の見込み（当該見込みに関する取締役

の判断及びその理由を含む。）

ロ 当該処理により株主に交付することが見込

〔号の細分を加える。〕

まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する

事項

〔3・4 略〕

(株式の併合に関する事前開示事項)

第三十三条の九 法第八十二条の二第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる事項その他の法第八十条第二項第一号及び第三号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

イ 〔略〕

ロ 法第二百三十五条の規定により一株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合

〔3・4 同上〕

(株式の併合に関する事前開示事項)

第三十三条の九 法第八十二条の二第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる事項その他の法第八十条第二項第一号及び第三号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

イ 〔同上〕

ロ 法第二百三十五条の規定により一株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合

における次に掲げる事項

(1) 次に掲げる事項その他の当該処理の方法

に関する事項

(i) 法第二百三十五条第一項又は同条第

二項において準用する法第二百三十四条

第二項のいずれの規定による処理を予定

しているかの別及びその理由

(ii) 法第二百三十五条第一項の規定によ

る処理を予定している場合には、競売の

申立てをする時期の見込み（当該見込み

に関する取締役（取締役会設置会社にあ

における当該処理の方法に関する事項、当該

処理により株主に交付することが見込まれる

金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

〔号の細分を加える。〕

つては、取締役会。(iii)及び(iv)において
同じ。)の判断及びその理由を含む。)

(iii) 法第二百三十五条第二項において準用
する法第二百三十四条第二項の規定によ
る処理(市場において行う取引による売
却に限る。)を予定している場合には、
売却する時期及び売却により得られた代
金を株主に交付する時期の見込み(当該
見込みに関する取締役の判断及びその理
由を含む。)

(iv) 法第二百三十五条第二項において準用
する法第二百三十四条第二項の規定によ
る処理(市場において行う取引による売

却を除く。)を予定している場合には、
売却に係る株式を買い取る者となると見
込まれる者の氏名又は名称、当該者が売
却に係る代金の支払のための資金を確保
する方法及び当該方法の相当性並びに売
却する時期及び売却により得られた代金
を株主に交付する時期の見込み(当該見
込みに関する取締役の判断及びその理由
を含む。)

(2) 当該処理により株主に交付することが見
込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関
する事項

〔二・三 略〕

〔号の細分を加える。〕

〔二・三 同上〕

(招集の決定事項)

第六十三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(定款にロからニまで及びクに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。)

イ 次款の規定により株主総会参考書類に記載すべき事項(第八十五条の二第三号、第八十

(招集の決定事項)

第六十三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

三 法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(定款にロからニまで及びクに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。)

イ 次款の規定により株主総会参考書類に記載すべき事項(第八十五条の二第三号、第八十

五条の三第三号、第八十六条第三号及び第四号、第八十七条第三号及び第四号、第八十八条第三号及び第四号、第八十九条第三号、第九十条第三号、第九十一条第三号、第九十一条の二第三号並びに第九十二条第三号に掲げる事項を除く。）

〔ロくへ 略〕

〔四く六 略〕

七 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が株主総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

〔イくヨ 略〕

五条の三第三号、第八十六条第三号及び第四号、第八十七条第三号及び第四号、第八十八条第三号及び第四号、第八十九条第三号、第九十条第三号、第九十一条第三号並びに第九十二条第三号に掲げる事項を除く。）

〔ロくへ 同上〕

〔四く六 同上〕

七 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が株主総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

〔イくヨ 同上〕

四 株式交付

(取締役の選任に関する議案)

第七十四条 取締役が取締役（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役を除く。次項第二号において同じ。

）の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一～四 略」

五 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締

結しているとき又は補償契約を締結する予定が

あるときは、その補償契約の内容の概要

六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険

「号の細分を加える。」

(取締役の選任に関する議案)

第七十四条 取締役が取締役（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役を除く。次項第二号において同じ。

）の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一～四 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

2 「略」

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であつて、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一・二 略」

三 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であつたことを当該株式会社が知つていれば、当該他の者における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外

2 「同上」

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であつて、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一・二 同上」

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であつたことを当該株式会社が知つていれば、当該他の者における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外

取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第四号から第八号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

「一・二 略」

三 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

四 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）が

取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

「一・二 同上」

「号を加える。」

三 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執

あるときは、その事実並びに当該事実の発生の
予防のために当該候補者が行った行為及び当該
事実の発生後の対応として行った行為の概要

五 〔略〕

六 〔略〕

七 当該候補者が次のいずれかに該当することを
当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 〔略〕

ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるも
のに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）で
あり、又は過去十年間に当該株式会社の親会
社等であったことがあること。

行が行われた事実（重要でないものを除く。）

があるときは、その事実並びに当該事実の発生
の予防のために当該候補者が行った行為及び当
該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四 〔同上〕

五 〔同上〕

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを
当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 〔同上〕

ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるも
のに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）で
あり、又は過去五年間に当該株式会社の親会
社等であったことがあること。

ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であつたことがあること。

〔ニ・ホ 略〕

ヘ 過去二年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（ヘ、第七十四条の三第四項第七号ヘ及び第七十六条第四項第六号ヘにおいて「合併等」という。）により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外

ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であつたことがあること。

〔ニ・ホ 同上〕

ヘ 過去二年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（ヘ、第七十四条の三第四項第六号ヘ及び第七十六条第四項第六号ヘにおいて「合併等」という。）により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外

取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社
の業務執行者であったこと。

八 「略」

九 「略」

第七十四条の二 削除

取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式
会社の業務執行者であったこと。

七 「同上」

八 「同上」

(社外取締役を置いていない場合等の特則)

第七十四条の二 前条第一項に規定する場合におい

て、株式会社が社外取締役を置いていない特定監
査役会設置会社（当該株主総会の終結の時に社外
取締役を置いていないこととなる見込みであるも
のを含む。）であつて、かつ、取締役に就任した
とすれば社外取締役となる見込みである者を候補
者とする取締役の選任に関する議案を当該株主総
会に提出しないときは、株主総会参考書類には、

(監査等委員である取締役の選任に関する議案)

社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならない。

2 前項に規定する「特定監査役会設置会社」とは、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう。

3 第一項の理由は、当該株式会社のその時点における事情に応じて記載しなければならない。この場合において、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。

(監査等委員である取締役の選任に関する議案)

第七十四条の三 取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〜六 略」

七 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

八 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

2 「略」

第七十四条の三 取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〜六 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

2 「同上」

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

三 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っていると
きは、当該他の者における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第四号から第八号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っていると
きは、当該他の者における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。
以下この項において同じ。）に選任された場合
に果たすことが期待される役割の概要

四 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役
である場合において、当該候補者が最後に選任
された後在任中に当該株式会社において法令又
は定款に違反する事実その他不当な業務の執行
が行われた事実（重要でないものを除く。）が
あるときは、その事実並びに当該事実の発生
の予防のために当該候補者が行った行為及び当
該事実の発生後の対応として行った行為の概要

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役
（社外役員に限る。以下この項において同じ。
）である場合において、当該候補者が最後に選
任された後在任中に当該株式会社において法令
又は定款に違反する事実その他不当な業務の執
行が行われた事実（重要でないものを除く。）
があるときは、その事実並びに当該事実の発生
の予防のために当該候補者が行った行為及び当
該事実の発生後の対応として行った行為の概要

五 〔略〕

六 〔略〕

七 当該候補者が次のいずれかに該当することを
当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 〔略〕

ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去十年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役

四 〔同上〕

五 〔同上〕

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを
当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 〔同上〕

ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役

員であつたことがあること。

〔二〜 略〕

八 〔略〕

九 〔略〕

(会計参与の選任に関する議案)

第七十五条 取締役が会計参与の選任に関する議案

を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〜四 略〕

五 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締

結しているとき又は補償契約を締結する予定が

あるときは、その補償契約の内容の概要

六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険

員であつたことがあること。

〔二〜 同上〕

七 〔同上〕

八 〔同上〕

(会計参与の選任に関する議案)

第七十五条 取締役が会計参与の選任に関する議案

を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〜四 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

七 「略」

(監査役の選任に関する議案)

第七十六条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一～六 略」

七 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

八 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険

五 「同上」

(監査役の選任に関する議案)

第七十六条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一～六 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

2 「略」

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一・二 略」

三 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っていると
きは、当該他の者における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外

2 「同上」

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一・二 同上」

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っていると
きは、当該他の者における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外

監査役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

「一〇五 略」

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 「略」

ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去十年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行

監査役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

「一〇五 同上」

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 「同上」

ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行

者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

〔三〇〇 略〕

〔七・八 略〕

（会計監査人の選任に関する議案）

第七十七条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定が

者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

〔三〇〇 同上〕

〔七・八 同上〕

（会計監査人の選任に関する議案）

第七十七条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇五 同上〕

〔号を加える。〕

あるときは、その補償契約の内容の概要

七 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険

契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責

任保険契約を締結する予定があるときは、その

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

八 〔略〕

九 〔略〕

十 〔略〕

(株式交付計画の承認に関する議案)

第九十一条の二 取締役が株式交付計画の承認に関

する議案を提出する場合には、株主総会参考書類

には、次に掲げる事項を記載しなければならない

い。

〔号を加える。〕

六 〔同上〕

七 〔同上〕

八 〔同上〕

〔条を加える。〕

- 一 当該株式交付を行う理由
- 二 株式交付計画の内容の概要
- 三 当該株式会社が株式交付親会社である場合において、法第二百九十八条第一項の決定をした日における第二百十三条の二各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

第九十四条 株主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該株主総会に係る招集通知を発出する時から当該株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項

第九十四条 株主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該株主総会に係る招集通知を発出する時から当該株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項

第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した株主総会参考書類を株主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 「略」

「号を削る。」

第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した株主総会参考書類を株主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 「同上」

二 第七十四条の二第二項の規定により株主総会

二 〔略〕

三 〔略〕

四 〔略〕

〔2・3 略〕

（業務の適正を確保するための体制）

第九十八条 〔略〕

〔2～4 略〕

（取締役の報酬等のうち株式会社の募集株式につ
いて定めるべき事項）

第九十八条の二 法第三百六十一条第一項第三号に

規定する法務省令で定める事項は、同号の募集株
式に係る次に掲げる事項とする。

参考書類に記載すべき事項

三 〔同上〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔見出しを加える。〕

第九十八条 〔同上〕

〔2～4 同上〕

〔条を加える。〕

一 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役 に約させることと

するときは、その旨及び当該一定の事由の概要

二 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを

取締役 に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要

三 前二号に掲げる事項のほか、取締役に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、

その条件の概要

(取締役の報酬等のうち株式会社の募集新株予約権について定めるべき事項)

第九十八条の三 法第三百六十一条第一項第四号に

「条を加える。」

規定する法務省令で定める事項は、同号の募集新株予約権に係る次に掲げる事項とする。

一 法第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要

三 前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要

四 法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項

五 法第二百三十六条第一項第七号に掲げる事項の内容の概要

六 取締役に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

(取締役の報酬等のうち株式等と引換えにする払込みに充てるための金銭について定めるべき事項

）

第九十八条の四 法第三百六十一条第一項第五号イ

に規定する法務省令で定める事項は、同号イの募集株式に係る次に掲げる事項とする。

一 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要

二 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを

〔条を加える。〕

取締役に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要

三 前二号に掲げる事項のほか、取締役に対して当該募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は取締役に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

2| 法第三百六十一条第一項第五号ロに規定する法務省令で定める事項は、同号ロの募集新株予約権に係る次に掲げる事項とする。

一 法第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権

を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要

三 前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要

四 法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項

五 法第二百三十六条第一項第七号に掲げる事項の内容の概要

六 取締役に対して当該募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は取締役に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要
(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定

に関する方針)

第九十八条の五 法第三百六十一条第七項に規定す

る法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下この条において同じ。）の個人別の報酬等（次号に規定する業績連動報酬等及び第三号に規定する非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。）の額又はその算定方法の決定に関する

方針

- 二 取締役の個人別の報酬等のうち、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の当該株式会社又はその関係会社（会社

〔条を加える。〕

計算規則第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。)の業績を示す指標(以下この号及び第二百一十一条第五号の二において「業績指標」という。)を基礎としてその額又は数が算定される報酬等(以下この条並びに第二百一十一条第四号及び第五号の二において「業績連動報酬等」という。)がある場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

三 取締役の個人別の報酬等のうち、金銭でないもの(募集株式又は募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を取締役の報酬

等とする場合における当該募集株式又は募集新株予約権を含む。以下この条並びに第二百二十一条第四号及び第五号の三において「非金銭報酬等」という。)がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

四 第一号の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

五 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

六 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委

任することとするときは、次に掲げる事項

イ 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会
社における地位若しくは担当

ロ イの者に委任する権限の内容

ハ イの者によりロの権限が適切に行使される
ようにするための措置を講ずることとする
ときは、その内容

七 取締役の個人別の報酬等の内容についての決
定の方法（前号に掲げる事項を除く。）

八 前各号に掲げる事項のほか、取締役の個人別
の報酬等の内容についての決定に関する重要な
事項

第四節 取締役会

第四節 取締役会

(会計参与報告の内容)

第百二条 法第三百七十四条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

〔一・二 略〕

三 会計方針（会社計算規則第二条第三項第六十二号に規定する会計方針をいう。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

〔イ〜ホ 略〕

〔四〜八 略〕

（監査の範囲が限定されている監査役の調査の対象）

第百八条 法第三百八十九条第三項に規定する法務

(会計参与報告の内容)

第百二条 法第三百七十四条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

〔一・二 同上〕

三 会計方針（会社計算規則第二条第三項第五十八号に規定する会計方針をいう。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

〔イ〜ホ 同上〕

〔四〜八 同上〕

（監査の範囲が限定されている監査役の調査の対象）

第百八条 法第三百八十九条第三項に規定する法務

省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 次に掲げる事項を含む議案が株主総会に提出される場合における当該事項

〔イ〜チ 略〕

リ 法第七百七十四条の三第一項第三号の資本金及び準備金の額に関する事項

ヌ 法第七百七十四条の三第一項第八号イの資本金及び準備金の額に関する事項

四 〔略〕

第九節 指名委員会等及び執行役

(執行役等の報酬等のうち株式会社の募集株式について定めるべき事項)

省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一・二 同上〕

三 次に掲げる事項を含む議案が株主総会に提出される場合における当該事項

〔イ〜チ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

四 〔同上〕

第九節 指名委員会等及び執行役

第百十一条 法第四百九条第三項第三号に規定する

法務省令で定める事項は、同号の募集株式に係る次に掲げる事項とする。

- 一 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを執行役等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
- 二 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを執行役等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要
- 三 前二号に掲げる事項のほか、執行役等に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるとき

〔条を加える。〕

は、その条件の概要

(執行役等の報酬等のうち株式会社の募集新株予約権について定めるべき事項)

第百十一条の二 法第四百九条第三項第四号に規定

する法務省令で定める事項は、同号の募集新株予約権に係る次に掲げる事項とする。

一 法第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要

三 前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の

〔条を加える。〕

概要

四 法第二百三十六條第一項第六号に掲げる事項

五 法第二百三十六條第一項第七号に掲げる事項

の内容の概要

六 執行役等に対して当該募集新株予約権を割り

当てる条件を定めるときは、その条件の概要

(執行役等の報酬等のうち株式等と引換えにする

払込みに充てるための金銭について定めるべき事

項)

第百十一条の三 法第四百九条第三項第五号イに規

定する法務省令で定める事項は、同号イの募集株

式に係る次に掲げる事項とする。

一 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人

〔条を加える。〕

に譲り渡さないことを執行役等に約させること
とするときは、その旨及び当該一定の事由の概
要

二 一定の事由が生じたことを条件として当該募
集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを
執行役等に約させることとするときは、その旨
及び当該一定の事由の概要

三 前二号に掲げる事項のほか、執行役等に対し
て当該募集株式と引換えにする払込みに充てる
ための金銭を交付する条件又は執行役等に対し
て当該募集株式を割り当てる条件を定めるとき
は、その条件の概要

2| 法第四百九条第三項第五号ロに規定する法務省

令で定める事項は、同号ロの募集新株予約権に係る次に掲げる事項とする。

一 法第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要

三 前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要

四 法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項

五 法第二百三十六条第一項第七号に掲げる事項の内容の概要

六 執行役等に対して当該募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は執行役等に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

(指名委員会等の議事録)

第百十一条の四 [略]

[2～4 略]

第十一節 役員等のために締結される保険契約

第百十五条の二 法第四百三十条の三第一項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(指名委員会等の議事録)

第百十一条 [同上]

[2～4 同上]

[一節一条を加える。]

一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する株式会社を含む保険契約であつて、当該株式会社^{（一）}がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該株式会社に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任

の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。)を保險者が填補することを目的として締結されるもの

第百十六条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項（事業報告及びその附属明細書に係るものを除く。）は、会社計算規則の定めるところによる。

「一〜八 略」

九 法第四百四十五条第四項から第六項まで

「十〜十五 略」

（公開会社の特則）

第百十九条 株式会社当該事業年度の末日において公開会社である場合には、次に掲げる事項を事

第百十六条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項（事業報告及びその附属明細書に係るものを除く。）は、会社計算規則の定めるところによる。

「一〜八 同上」

九 法第四百四十五条第四項及び第五項

「十〜十五 同上」

（公開会社の特則）

第百十九条 株式会社当該事業年度の末日において公開会社である場合には、次に掲げる事項を事

業報告の内容に含めなければならない。

〔一・二 略〕

二の二 株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

〔三・四 略〕

(株式会社の現況に関する事項)

第二百二十条 前条第一号に規定する「株式会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該株式会社の事業が二以上の部門に分かれている場合にあつては、部門別に区別することが困難である場合を除き、その部門別に区別された事項）とする。

〔一〜六 略〕

業報告の内容に含めなければならない。

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

〔三・四 同上〕

(株式会社の現況に関する事項)

第二百二十条 前条第一号に規定する「株式会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該株式会社の事業が二以上の部門に分かれている場合にあつては、部門別に区別することが困難である場合を除き、その部門別に区別された事項）とする。

〔一〜六 同上〕

七 重要な親会社及び子会社の状況（当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を含む。）

〔八・九 略〕

〔2・3 略〕

（株式会社の会社役員に関する事項）

第二百二十一条 第一百十九条第二号に規定する「株式会社の会社役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、当該事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株

七 重要な親会社及び子会社の状況

〔八・九 同上〕

〔2・3 同上〕

（株式会社の会社役員に関する事項）

第二百二十一条 第一百十九条第二号に規定する「株式会社の会社役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、第六号に掲げる事項を省略することができる。

式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、第六号の二に掲げる事項を省略することができる。

- 一 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。次号から第三号の二まで、第八号及び第九号並びに第二百一十八条第二項において同じ。）の氏名（会計参与にあつては、氏名又は名称）
- 二 「略」
- 三 会社役員（取締役又は監査役に限る。以下この号において同じ。）と当該株式会社との間で

- 一 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。次号、第三号、第八号及び第九号並びに第二百一十八条第二項において同じ。）の氏名（会計参与にあつては、氏名又は名称）
- 二 「同上」
- 三 会社役員（取締役又は監査役に限る。）と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の

法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員職務の執行の適正性が損なわれなくするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

三の二 会社役員（取締役、監査役又は執行役に限る。以下この号において同じ。）と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該会社役員の名

ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員職務の執行の適正性が損なわれなくするための措置を講じ

契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員職務の適正性が損なわれなくするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。

）

〔号を加える。〕

ている場合にあつては、その内容を含む。)

三の三 当該株式会社が会社役員（取締役、監査
役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年
度の末日までに退任した者を含む。以下この号
及び次号において同じ。）に対して補償契約に
基づき法第四百三十条の二第一項第一号に掲げ
る費用を補償した場合において、当該株式会社
が、当該事業年度において、当該会社役員が同
号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこ
と又は責任を負うことを知つたときは、その旨

三の四 当該株式会社が会社役員に対して補償契
約に基づき法第四百三十条の二第一項第二号に
掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償

「号を加える。」

「号を加える。」

した金額

四 当該事業年度に係る会社役員報酬等について、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 会社役員全部につき取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。イ及びハにおいて同じ。）、「会計参与、監査役又は執行役員」ことの報酬等の総額（当該報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等又は非金銭報酬等である場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。イ及びハにおいて同じ。）を掲げることとする

四 当該事業年度に係る会社役員報酬等について、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 会社役員全部につき取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。イ及びハにおいて同じ。）、「会計参与、監査役又は執行役員」ことの報酬等の総額を掲げることとする場合
取締役、会計参与、監査役又は執行役員ことの報酬等の総額及び員数

る場合 取締役、会計参与、監査役又は執行
役員ごとの報酬等の総額及び員数

ロ 会社役員の一部につき当該会社役員ごとの
報酬等の額（当該報酬等の全部又は一部が業
績連動報酬等又は非金銭報酬等である場合に
は、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額
及びそれら以外の報酬等の額。ロ及びハにお
いて同じ。）を掲げることとする場合 当該
会社役員ごとの報酬等の額

ハ [略]

五 [略]

五の二 前二号の会社役員ごとの報酬等の全部又は一
部が業績連動報酬等である場合には、次に掲げ

ロ 会社役員の一部につき当該会社役員ごとの
報酬等の額を掲げることとする場合 当該会
社役員ごとの報酬等の額

ハ [同上]

五 [同上]

[号を加える。]

る事項

イ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基

礎として選定した業績指標の内容及び当該業

績指標を選定した理由

ロ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法

ハ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用

いたイの業績指標の数値

五の三 第四号及び第五号の会社役員報酬等の

全部又は一部が非金銭報酬等である場合には、

当該非金銭報酬等の内容

五の四 会社役員報酬等についての定款の定め

又は株主総会の決議による定めに関する次に掲

げる事項

「号を加える。」

「号を加える。」

イ 当該定款の定めを設けた日又は当該株主総
会の決議の日

ロ 当該定めの内容の概要

ハ 当該定めに係る会社役員の数

六 法第三百六十一条第七項の方針又は法第四百
九条第一項の方針を定めているときは、次に掲
げる事項

イ 当該方針の決定の方法

ロ 当該方針の内容の概要

ハ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員で
ある取締役を除き、指名委員会等設置会社に
あつては、執行役等）の個人別の報酬等の内
容が当該方針に沿うものであると取締役会

「号を加える。」

(指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会) が判断した理由

六の二 各会社役員¹の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針(前号の方針を除く。)を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要

六の三 株式会社²が当該事業年度の末日において取締役会設置会社(指名委員会等設置会社を除く。)である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項

六 各会社役員¹の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要
[号を加える。]

イ 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当

ロ イの者に委任された権限の内容

ハ イの者にロの権限を委任した理由

ニ イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容

[七〇十一 略]

(株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項)

第二百二十一条の二 第一百九条第二号の二に規定する「株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する

[七〇十一 同上]

[条を加える。]

事項」とは、当該株式会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約を締結しているときにおける次に掲げる事項とする。

- 一 当該保険者の氏名又は名称
- 二 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲
- 三 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要
(被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によつて被保険者である役員等（当該株式会社の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じて

いる場合にあつてはその内容を含む。)

(株式会社の株式に関する事項)

第二百二十二条 第一百十九条第三号に規定する「株式会社の株式に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 当該事業年度中に当該株式会社の会社役員

(当該事業年度の末日において在任している者

に限る。以下この号において同じ。) に対して

当該株式会社が交付した当該株式会社の株式

(職務執行の対価として交付したものに限り、

当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対

価として募集株式と引換えにする払込みに充て

(株式会社の株式に関する事項)

第二百二十二条 第一百十九条第三号に規定する「株式会社の株式に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 「同上」

「号を加える。」

るための金銭を交付した場合において、当該金
銭の払込みと引換えに当該株式会社の株式を交
付したときにおける当該株式を含む。以下この
号において同じ。）があるときは、次に掲げる
者の区分ごとの株式の数（種類株式発行会社に
あつては、株式の種類及び種類ごとの数）及び
株式を有する者の人数

イ 当該株式会社の取締役（監査等委員である
取締役及び社外役員を除き、執行役を含む。）

）

ロ 当該株式会社の社外取締役（監査等委員で
ある取締役を除き、社外役員に限る。）

ハ 当該株式会社の監査等委員である取締役

二 当該株式会社の取締役（執行役を含む。）

以外の会社役員

三 前二号に掲げるもののほか、株式会社の株式に関する重要な事項

2 「略」

（株式会社の新株予約権等に関する事項）

第二百二十三条 第一百十九条第四号に規定する「株式会社の新株予約権等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において当該株式会社の会社役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下この条において同じ。）

が当該株式会社の新株予約権等（職務執行の対

二 前号に掲げるもののほか、株式会社の株式に関する重要な事項

2 「同上」

（株式会社の新株予約権等に関する事項）

第二百二十三条 第一百十九条第四号に規定する「株式会社の新株予約権等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において当該株式会社の会社役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下この条において同じ。）

が当該株式会社の新株予約権等（職務執行の対

価として当該株式会社が交付したものに限り、
当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対
価として募集新株予約権と引換えにする払込み
に充てるための金銭を交付した場合において、
当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社の新
株予約権を交付したときにおける当該新株予約
権を含む。以下この号及び次号において同じ。

）を有しているときは、次に掲げる者の区分ご
との当該新株予約権等の内容の概要及び新株予
約権等を有する者の人数

〔イ〜ニ 略〕

〔三・三 略〕

(社外役員等に関する特則)

価として当該株式会社が交付したものに限り。
以下この号及び次号において同じ。) を有して
いるときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新
株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有
する者の人数

〔イ〜ニ 同上〕

〔三・三 同上〕

(社外役員等に関する特則)

第二百二十四条 会社役員のうち社外役員である者が
存する場合には、株式会社の会社役員に関する事
項には、第二百二十一条に規定する事項のほか、次
に掲げる事項を含むものとする。

「一～三 略」

四 各社外役員の当該事業年度における主な活動
状況（次に掲げる事項を含む。）

「イ～二 略」

ホ ~~当該社外役員が社外取締役であるときは、~~
~~当該社外役員が果たすことが期待される役割~~
~~に関して行った職務の概要（イからニまでに~~
~~掲げる事項を除く。）~~

「五～八 略」

第二百二十四条 会社役員のうち社外役員である者が
存する場合には、株式会社の会社役員に関する事
項には、第二百二十一条に規定する事項のほか、次
に掲げる事項を含むものとする。

「一～三 同上」

四 各社外役員の当該事業年度における主な活動
状況（次に掲げる事項を含む。）

「イ～二 同上」

「号の細分を加える。」

「五～八 同上」

「項を削る。」

「項を削る。」

2|| 事業年度の末日において監査役会設置会社（天
会社に限る。）であつて金融商品取引法第二十四
条第一項の規定によりその発行する株式について
有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければ
ならないものが社外取締役を置いていない場合に
は、株式会社の会社役員に関する事項として、第
百二十一条に規定する事項のほか、社外取締役を
置くことが相当でない理由を事業報告の内容に含
めなければならない。

3|| 前項の理由は、当該監査役会設置会社の当該事
業年度における事情に応じて記載し、又は記録し
なければならない。この場合において、社外監査
役が二人以上あることのみをもつて当該理由とす

第二百二十五条 株式会社が当該事業年度の末日において会計参与設置会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならない。

- 一 会計参与と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないよ

ることはできない。

第二百二十五条 株式会社が当該事業年度の末日において会計参与設置会社である場合において、会計参与と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を事業報告の内容としなければならない。

〔号を加える。〕

うにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)

二 会計参与と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該会計参与の氏名

ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

三 当該株式会社が会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この号及び次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第四百三十条の二第二項第一号

「号を加える。」

「号を加える。」

に掲げる費用を補償した場合において、当該株式会社
が、当該事業年度において、当該会計参
与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反
した事又は責任を負うことを知ったときは、
その旨

四 当該株式会社が会計参与に対して補償契約に
基づき法第四百三十条の二第一項第二号に掲げ
る損失を補償したときは、その旨及び補償した
金額

第二百二十六条 株式会社が当該事業年度の末日にお
いて会計監査人設置会社である場合には、次に掲
げる事項（株式会社が当該事業年度の末日におい
て公開会社でない場合にあつては、第二号から第

「号を加える。」

第二百二十六条 株式会社が当該事業年度の末日にお
いて会計監査人設置会社である場合には、次に掲
げる事項（株式会社が当該事業年度の末日におい
て公開会社でない場合にあつては、第二号から第

四号までに掲げる事項を除く。)を事業報告の内容としなければならない。

〔一〇六 略〕

七 会計監査人と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

七の二 会計監査人と当該株式会社との間で補償

契約を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該会計監査人の氏名

ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約

四号までに掲げる事項を除く。)を事業報告の内容としなければならない。

〔一〇六 同上〕

七 会計監査人と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないうようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

〔号を加える。〕

によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。

）

七の三 当該株式会社が会計監査人（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この号及び次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第四百三十条の二第二項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該株式会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知つたときは、その旨

「号を加える。」

七の四 当該株式会社が会計監査人に対して補償

契約に基づき法第四百三十条の二第二項第二号

に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補

償した金額

〔八〜十 略〕

第百三十三条 〔略〕

2 〔略〕

3 事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方

〔号を加える。〕

〔八〜十 同上〕

第百三十三条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方

法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第七項において同じ。)をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

- 一 第二百二十条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号、第二百二十一条第一号、第二号及び第三号の二から第六号の三まで、第二百二十一条の二、第二百五条第二号から第四号まで並びに第二百二十六条第七号の二から第七号の四までに

法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第七項において同じ。)をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

- 一 第二百二十条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号並びに第二百二十一条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項並びに第二百二十四条第二項の規定により事業報告に表示すべき事項

掲げる事項

二 「略」

〔4～7 略〕

(清算株式会社が自己の株式を取得することができ
きる場合)

第百五十一条 法第五百九条第三項に規定する法務
省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一～四 略」

五 当該清算株式会社が法第百十六条第五項、第
百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項
、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五
項、第八百六条第五項又は第八百六条の六第
五項 (これらの規定を株式会社について他の法

二 「同上」

〔4～7 同上〕

(清算株式会社が自己の株式を取得することができ
きる場合)

第百五十一条 法第五百九条第三項に規定する法務
省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一～四 同上」

五 当該清算株式会社が法第百十六条第五項、第
百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項
、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五
項又は第八百六条第五項 (これらの規定を株式
会社について他の法令において準用する場合を

令において準用する場合を含む。)に規定する株式買取請求(清算株式会社となる前にした行為に際して行使されたものに限る。)に応じて当該清算株式会社の株式を取得する場合

六 「略」

(募集事項)

第百六十二条 法第六百七十六条第十二号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〜四 略」

五 法第七百十一条第二項本文(法第七百十四条の七において準用する場合を含む。)に規定するときは、同項本文に規定する事由

含む。)に規定する株式買取請求(清算株式会社となる前にした行為に際して行使されたものに限る。)に応じて当該清算株式会社の株式を取得する場合

六 「同上」

(募集事項)

第百六十二条 法第六百七十六条第十二号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〜四 同上」

五 法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

六 法第七百十四條の二の規定による委託に係る
契約において法第七百十四條の四第二項各号に
掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は
法に規定する社債管理補助者の権限以外の権限
を定めるときは、その権限の内容

〔号を加える。〕

七 法第七百十四條の二の規定による委託に係る
契約における法第七百十四條の四第四項の規定
による報告又は同項に規定する措置に係る定め
の内容

〔号を加える。〕

八 〔略〕

六 〔同上〕

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事
項)

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事
項)

第六百六十三條 法第六百七十七條第一項第三号に規

第六百六十三條 法第六百七十七條第一項第三号に規

定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

三 〔略〕

(社債の種類)

第百六十五条 法第六百八十一条第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～五 略〕

六 社債管理者を定めないこととするときは、その旨

定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔同上〕

〔号を加える。〕

二 〔同上〕

(社債の種類)

第百六十五条 法第六百八十一条第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～五 同上〕

〔号を加える。〕

七 [略]

八 社債管理補助者を定めることとするときは、

その旨

九 [略]

十 [略]

十一 社債管理補助者を定めたときは、その氏名

又は名称及び住所並びに法第七百十四条の二の

規定による委託に係る契約の内容

十二 [略]

十三 [略]

十四 [略]

第二章 社債管理者等

(社債管理補助者の資格)

六 [同上]

[号を加える。]

七 [同上]

八 [同上]

[号を加える。]

九 [同上]

十 [同上]

十一 [同上]

第二章 社債管理者

第一百七十一条の二 法第七百十四条の三に規定する

法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 弁護士

二 弁護士法人

第三章 社債権者集会

(社債権者集会参考書類)

第一百七十三条 社債権者集会参考書類には、次に掲

げる事項を記載しなければならない。

一 「略」

二 議案が代表社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 候補者が社債発行会社、社債管理者又は社

「条を加える。」

第三章 社債権者集会

(社債権者集会参考書類)

第一百七十三条 社債権者集会参考書類には、次に掲

げる事項を記載しなければならない。

一 「同上」

二 議案が代表社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

ハ 候補者が社債発行会社又は社債管理者と特

債管理補助者と特別の利害関係があるときは

、その事実の概要

〔2～4 略〕

(議決権行使書面)

第七百七十四条 法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～四 略〕

五 議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

〔2～4 略〕

別の利害関係があるときは、その事実の概要

〔2～4 同上〕

(議決権行使書面)

第七百七十四条 法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～四 同上〕

五 議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

〔2～4 同上〕

(社債権者集会の議事録)

第一百七十七条 〔略〕

2 〔略〕

3 社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

〔一〜三 略〕

四 社債権者集会に出席した社債発行会社の代表者又は代理人の氏名

五 社債権者集会に出席した社債管理者の代表者

若しくは代理人の氏名又は社債管理補助者若し

しくはその代表者若しくは代理人の氏名

六 〔略〕

七 〔略〕

(社債権者集会の議事録)

第一百七十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

〔一〜三 同上〕

四 社債権者集会に出席した社債発行会社の代表者又は社債管理者の氏名又は名称

〔号を加える。〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

4 法第七百三十五条の二第一項の規定により社債
権者集会の決議があつたものとみなされた場合に
は、社債権者集会の議事録は、次の各号に掲げる
事項を内容とするものとする。

一 社債権者集会の決議があつたものとみなされ
た事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社債権者集会の決議があつたものとみなされ
た日

四 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又
は名称

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換
及び株式移転及び株式交付

〔項を加える。〕

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換
及び株式移転

第一章の二 株式交付子会社の株式の譲渡し
の申込み

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事
項)

第一百七十九条の二 法第七百七十四条の四第一項第

三号（法第七百七十四条の九において準用する場
合を含む。）に規定する法務省令で定める事項は
次に掲げる事項とする。

- 一 交付対価について参考となるべき事項
- 二 株式交付親会社の計算書類等に関する事項

2 この条において「交付対価」とは、株式交付親
会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式、
新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを

「一章二条を加える。」

除く。以下この条において同じ。）又は新株予約権付社債の譲渡人に対して当該株式、新株予約権又は新株予約権付社債の対価として交付する金銭等をいう。

- 3 第一項第一号に規定する「交付対価について参考となるべき事項」とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項（これらの事項の全部又は一部を通知しないことにつき法第七百七十四条の四第一項（法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の申込みをしようとする者の同意がある場合にあっては、当該同意があつたものを除く。）とする。
- 1 交付対価として交付する株式交付親会社の株

式に関する次に掲げる事項

イ 当該株式交付親会社の定款の定め

ロ 次に掲げる事項その他の交付対価の換価の方法に関する事項

(1) 交付対価を取引する市場

(2) 交付対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

(3) 交付対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容

ハ 交付対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項

ニ 株式交付親会社の過去五年間にその末日が到来した各事業年度（次に掲げる事業年度を

除く。)に係る貸借対照表の内容

(1) 最終事業年度

(2) ある事業年度に係る貸借対照表の内容につき、法令の規定に基づく公告（法第四百四十条第三項の措置に相当するものを含む。）をしている場合における当該事業年度

(3) ある事業年度に係る貸借対照表の内容につき、金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出している場合における当該事業年度

二 交付対価の一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（株式交付親会社の株式を

除く。) であるときは、次に掲げる事項 (当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項 (氏名又は名称を除く。) を日本語で表示した事項)

イ 当該法人等の定款その他これに相当するものの定め

ロ 当該法人等が会社でないときは、次に掲げる権利に相当する権利その他の交付対価に係る権利 (重要でないものを除く。) の内容

(1) 剰余金の配当を受ける権利

(2) 残余財産の分配を受ける権利

(3) 株主総会における議決権

(4) 合併その他の行為がされる場合において

「自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求する権利

(5) 定款その他の資料（当該資料が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては「当該電磁的記録に記録された事項を表示したもの」の閲覧又は謄写を請求する権利

ハ 当該法人等が、その株主、社員その他これらに相当する者（以下この号、第百八十二条第四項第二号及び第百八十四条第四項第二号において「株主等」という。）に対し、日本語以外の言語を使用して情報の提供をすることとされているときは、当該言語

ニ 株式交付が効力を生ずる日に当該法人等の

株主総会その他これに相当するものの開催があるものとした場合における当該法人等の株主等が有すると見込まれる議決権その他これに相当する権利の総数

ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第二条の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲げる事項

- (1) 当該法人等を代表する者の氏名又は名称及び住所

(2) 当該法人等の役員（(1)に掲げる者を除く。）の氏名又は名称

△ 当該法人等の最終事業年度（当該法人等が会社以外のものである場合にあつては、最終事業年度に相当するもの。以下この号において同じ。）に係る計算書類（最終事業年度がない場合にあつては、当該法人等の成立の日における貸借対照表）その他これに相当するもの内容（当該計算書類その他これに相当するものについて監査役、監査等委員会、監査委員会、会計監査人その他これらに相当するものの監査を受けている場合にあつては、監査報告その他これに相当するもの内容の

概要を含む。)

ト 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める

事項

(1) 当該法人等が株式会社である場合 当該

法人等の最終事業年度に係る事業報告の内

容（当該事業報告について監査役、監査等

委員会又は監査委員会の監査を受けている

場合にあつては、監査報告の内容を含む。

ト

(2) 当該法人等が株式会社以外のものである

場合 当該法人等の最終事業年度に係る第

百十八条各号及び第百十九条各号に掲げる

事項に相当する事項の内容の概要（当該事

項について監査役、監査等委員会、監査委員会その他これらに相当するものの監査を受けている場合にあつては、監査報告その他これに相当するものの内容の概要を含む。）

チ 当該法人等の過去五年間にその末日が到来した各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）に係る貸借対照表その他これに相当するものの内容

(1) 最終事業年度

(2) ある事業年度に係る貸借対照表その他これに相当するものの内容につき、法令の規定に基づく公告（法第四百四十条第三項の

措置に相当するものを含む。) をしている

場合における当該事業年度

(3) ある事業年度に係る貸借対照表その他こ

れに相当するものの内容につき、金融商品

取引法第二十四条第一項の規定により有価

証券報告書を内閣総理大臣に提出している

場合における当該事業年度

リ 前号ロ及びハに掲げる事項

ヌ 交付対価が自己株式の取得、持分の払戻し

その他これらに相当する方法により払戻しを

受けることができるものであるときは、その

手続に関する事項

三 交付対価の一部が株式交付親会社の社債、新

株予約権又は新株予約権付社債であるときは、

第一号ロ及びハに掲げる事項

四 交付対価の一部が法人等の社債、新株予約権

、新株予約権付社債その他これらに準ずるもの

(株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株

予約権付社債を除く。)であるときは、次に掲

げる事項(当該事項が日本語以外の言語で表示

されている場合にあつては、当該事項(氏名又

は名称を除く。)を日本語で表示した事項)

イ 第一号ロ及びハに掲げる事項

ロ 第二号イ及びホからチまでに掲げる事項

五 交付対価の一部が株式交付親会社その他の法

人等の株式、持分、社債、新株予約権、新株予

約権付社債その他これらに準ずるもの及び金銭
以外の財産であるときは、第一号ロ及びハに掲
げる事項

4 第一項第二号に規定する「株式交付親会社の計
算書類等に関する事項」とは、次に掲げる事項と
する。

一 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年
度がない場合にあつては、株式交付親会社の成
立の日における貸借対照表）の内容

二 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場
合にあつては、株式交付親会社の成立の日。次
号において同じ。）後の日を臨時決算日（二以
上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅

いもの)とする臨時計算書類等があるときは、

当該臨時計算書類等の内容

三 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、

重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重

要な影響を与える事象が生じたときは、その内

容

(申込みをしようとする者に対する通知を要しな

い場合)

第一百七十九条の三 法第七百七十四条の四 (法第七

百七十四条の九において準用する場合を含む。以

下この条において同じ。) 第四項に規定する法務

省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、

株式交付親会社が法第七百七十四条の四第一項の

申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該株式交付親会社が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方
法により提供している場合

二 当該株式交付親会社が外国の法令に基づき目
論見書その他これに相当する書面その他の資料
を提供している場合

(計算書類に関する事項)

第百八十一条 法第七百七十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分

(計算書類に関する事項)

第百八十一条 法第七百七十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分

に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社が法第四百四十条第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

【イ〜ハ 略】

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社が法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

【三〜七 略】

(吸収合併消滅株式会社の事前開示事項)

第八十二条 【略】

に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社が法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

【イ〜ハ 同上】

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会社が法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

【三〜七 同上】

(吸収合併消滅株式会社の事前開示事項)

第八十二条 【同上】

2 「略」

3 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第七百四十九条第一項第二号及び第三号に掲げる事項又は法第七百五十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。

「一・二 略」

三 吸収合併存続会社と吸収合併消滅株式会社とが共通支配下関係（会社計算規則第二条第三項第三十六号に規定する共通支配下関係をいう。以下この号及び第百八十四条において同じ。）

2 「同上」

3 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第七百四十九条第一項第二号及び第三号に掲げる事項又は法第七百五十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。

「一・二 同上」

三 吸収合併存続会社と吸収合併消滅株式会社とが共通支配下関係（会社計算規則第二条第三項第三十二号に規定する共通支配下関係をいう。以下この号及び第百八十四条において同じ。）

にあるときは、当該吸収合併消滅株式会社の株主（当該吸収合併消滅株式会社と共通支配下関係にある株主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）

4 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項（法第七百八十二条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき吸収合併消滅株式会社の総株主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。

にあるときは、当該吸収合併消滅株式会社の株主（当該吸収合併消滅株式会社と共通支配下関係にある株主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）

4 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項（法第七百八十二条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき吸収合併消滅株式会社の総株主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。

一 「略」

二 合併対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（吸収合併存続会社の株式又は持分を除く。）である場合 次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）

「イ・ロ 略」

ハ 当該法人等がその株主等に対し、日本語以外の言語を使用して情報の提供をすることとされているときは、当該言語

一 「同上」

二 合併対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（吸収合併存続会社の株式又は持分を除く。）である場合 次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）

「イ・ロ 同上」

ハ 当該法人等が、その株主、社員その他これらに相当する者（以下この号及び第百八十四条において「株主等」という。）に対し、日本語以外の言語を使用して情報の提供をすることとされているときは、当該言語

〔三ノヌ 略〕

〔三ノ五 略〕

〔5・6 略〕

(計算書類に関する事項)

第百八十八条 法第七百八十九条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第七百八十九条第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の

〔三ノヌ 同上〕

〔三ノ五 同上〕

〔5・6 同上〕

(計算書類に関する事項)

第百八十八条 法第七百八十九条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第七百八十九条第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の

規定による公告をしている場合 次に掲げるも

の

「イ〜ハ 略」

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

「三〜七 略」

(純資産の額)

第九百九十六条 法第七百九十六条第二項第二号に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日

規定により公告をしている場合 次に掲げるも

の

「イ〜ハ 同上」

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

「三〜七 同上」

(純資産の額)

第九百九十六条 法第七百九十六条第二項第二号に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約を締結した日（当該これらの契約により当該これらの

と異なる時（当該契約を締結した日後から当該吸収合併、吸収分割又は株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて存続株式会社等（法第七百九十四条第一項に規定する存続株式会社等をいう。以下この条において同じ。）の純資産額とする方法とする。

「一〇七 略」

（計算書類に関する事項）

契約を締結した日と異なる時（当該これらの契約を締結した日後から当該吸収合併、吸収分割又は株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて存続株式会社等（法第七百九十四条第一項に規定する存続株式会社等をいう。以下この条において同じ。

）の純資産額とする方法とする。

「一〇七 同上」

（計算書類に関する事項）

第百九十九条 法第七百九十九条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第七百九十九条第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるものの

「イ〜ハ 略」

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対

第百九十九条 法第七百九十九条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第七百九十九条第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるものの

「イ〜ハ 同上」

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対

象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置
をとっている場合 法第九百十一条第三項第二
十六号に掲げる事項

〔三〇七 略〕

(計算書類に関する事項)

第二百八条 法第八百十条第二項第三号に規定する
法務省令で定めるものは、同項の規定による公告
の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早
い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ
、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨
につき公告対象会社（法第八百十条第二項第三
号の株式会社をいう。以下この条において同

象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置
を執っている場合 法第九百十一条第三項第二
十六号に掲げる事項

〔三〇七 同上〕

(計算書類に関する事項)

第二百八条 法第八百十条第二項第三号に規定する
法務省令で定めるものは、同項の規定による公告
の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早
い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ
、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨
につき公告対象会社（法第八百十条第二項第三
号の株式会社をいう。以下この条において同

じ。)が法第四百四十条第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ〜ハ 略」

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

「三〜七 略」

第七章 株式交付親会社の手続

(株式交付親会社の事前開示事項)

第二百十三条の二 法第八百十六条の二第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

じ。)が法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ〜ハ 同上」

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

「三〜七 同上」

「一章九条を加える。」

一 法第七百七十四条の三第一項第三号から第六号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項

二 法第七百七十四条の三第一項第七号に掲げる事項を定めたときは、同項第八号及び第九号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

三 株式交付子会社についての次に掲げる事項を株式交付親会社が知っているときは、当該事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、株式交付子会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない

場合にあつては、株式交付子会社の成立の日。ハにおいて同じ。）後の日を臨時決算日

(二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（株式交付計画備置開始日（法第八百十六条の二第二項に規定する株式交付計画備置開始日をいう。以下この条において同じ。）後株式交付の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場

合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

四 株式交付親会社についての次に掲げる事項

イ 株式交付親会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、株式交付親会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（株式交付計画備置開始日後株式交付の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

ロ 株式交付親会社において最終事業年度がな
いときは、株式交付親会社の成立の日におけ
る貸借対照表

五 法第八百十六条の八第一項の規定により株式
交付について異議を述べることができる債権者
があるときは、株式交付が効力を生ずる日以後
における株式交付親会社の債務（当該債権者に
対して負担する債務に限る。）の履行の見込み
に関する事項

六 株式交付計画備置開始日後株式交付が効力を
生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変
更が生じたときは、変更後の当該事項
(株式交付親会社の株式に準ずるもの)

第二百十三條の三 法第八百十六條の二第三項に規

定する法務省令で定めるものは、第一号に掲げる

額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号

に掲げる額よりも小さい場合における法第七百七

十四條の三第二項第五号、第六号、第八号及び第

九号の定めに従い交付する株式交付親会社の株式

以外の金銭等とする。

一 株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予

約権付社債に付されたものを除く。）又は新株

予約権付社債の譲渡人に対して交付する金銭等

の合計額

二 前号に規定する金銭等のうち株式交付親会社

の株式の価額の合計額

三 第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の
一を乗じて得た額

(株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の
株式等の額)

第二百十三条の四 法第八百十六条の三第二項に規
定する法務省令で定める額は、第一号及び第二号
に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じ
て得た額とする。

一 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受け
る株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予
約権付社債に付されたものを除く。）及び新株
予約権付社債につき会計帳簿に付すべき額

二 会社計算規則第十一条の規定により計上した

のれんの額

三 会社計算規則第十二条の規定により計上する

負債の額（株式交付子会社が株式交付親会社
（連結配当規制適用会社に限る。）の子会社で
ある場合にあつては、零）

（純資産の額）

第二百十三條の五 法第八百十六條の四第一項第二

号に規定する法務省令で定める方法は、算定基準

日（株式交付計画を作成した日（当該株式交付計

画により当該計画を作成した日と異なる時（当該

株式交付計画を作成した日後から当該株式交付の

効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を

定めた場合にあつては、当該時）をいう。）にお

ける第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて株式交付親会社の純資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度（法第四百六十一条第二項第二

号に規定する場合にあつては、法第四百四十一

条第一項第二号の期間（当該期間が二以上ある

場合にあつては、その末日が最も遅いもの）

の末日（最終事業年度がない場合にあつては、
株式交付親会社の成立の日）における評価・換
算差額等に係る額

六 新株予約権の帳簿価額

七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合
計額

（株式の数）

第二百十三条の六 法第八百十六条の四第二項に規
定する法務省令で定める数は、次に掲げる数のう
ちいずれか小さい数とする。

一 特定株式（法第八百十六条の四第二項に規定
する行為に係る株主総会において議決権を行使
することができることを内容とする株式をい

う。以下この条において同じ。)の総数に二分の一(当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、当該一定の割合)を乗じて得た数に三分の一(当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主(特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。)の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、一から当該一定の割合を減じて得た割合)を乗じて得た数に一を

加えた数

二 法第八百十六条の四第二項に規定する行為に

係る決議が成立するための要件として一定の数

以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定め

がある場合において、特定株主の総数から株式

会社に対して当該行為に反対する旨の通知をし

た特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数

未満となるときにおける当該行為に反対する旨

の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三 法第八百十六条の四第二項に規定する行為に

係る決議が成立するための要件として前二号の

定款の定め以外の定款の定めがある場合におい

て、当該行為に反対する旨の通知をした特定株

主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

四 定款で定めた数

(株式交付親会社の株式に準ずるもの)

第二百十三条の七 法第八百十六条の八第一項に規定する法務省令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第七百七十四条の三第一項第五号、第六号、第八号及び第九号の定めに従い交付する株式交付親会社の株式以外の金銭等とする。

一 株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）及び新株予約権付社債の譲渡人に対して交付する金銭等の合計額

二 前号に規定する金銭等のうち株式交付親会社の株式の価額の合計額

三 第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

（計算書類に関する事項）

第二百十三条の八 法第八百十六条の八第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨
につき公告対象会社（法第八百十六条の八第二
項第三号の株式交付親会社及び株式交付子会社
をいう。以下この条において同じ。）が法第四
百四十条第一項又は第二項の規定による公告を
している場合 次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の
日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で
公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名
称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、法

第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三 公告対象会社が法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により

法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五 公告対象会社につき最終事業年度がない場合
その旨

六 前各号に掲げる場合以外の場合 会社計算規則第六編第二章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容（株式交付子会社の当該貸借対照表の要旨の内容にあつては、株式交付親会社はその内容を知らないときは、その旨）

（株式交付親会社の事後開示事項）

第二百十三条の九 法第八百十六条の十第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項

とする。

一 株式交付が効力を生じた日

二 株式交付親会社における次に掲げる事項

イ 法第八百十六条の五の規定による請求に係る
る手続の経過

ロ 法第八百十六条の六及び第八百十六条の八
の規定による手続の経過

三 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受け
た株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社
が種類株式発行会社であるときは、株式の種類
及び種類ごとの数）

四 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受け
た株式交付子会社の新株予約権の数

五 前号の新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限り。）の金額の合計額

六 前各号に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項
(株式交付親会社の株式に準ずるもの)

第二百十三条の十 法第八百十六条の十第三項に規定する法務省令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第七百七十四条の三第二項第五号、第六号、第八号及び第

九号の定めに従い交付する株式交付親会社の株式
以外の金銭等とする。

一 株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予
約権付社債に付されたものを除く。）及び新株
予約権付社債の譲渡人に対して交付する金銭等
の合計額

二 前号に規定する金銭等のうち株式交付親会社
の株式の価額の合計額

三 第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の
一を乗じて得た額

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二百二十六条 次に掲げる規定に規定する法務省
令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二百二十六条 次に掲げる規定に規定する法務省
令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録

に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

〔一〜三十二 略〕

三十三 法第七百三十五条の二第三項第二号

三十四 〔略〕

三十五 〔略〕

三十六 〔略〕

三十七 〔略〕

三十八 〔略〕

三十九 〔略〕

四十 〔略〕

四十一 〔略〕

四十二 法第八百十六條の二第三項第三号

に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

〔一〜三十二 同上〕

〔号を加える。〕

三十三 〔同上〕

三十四 〔同上〕

三十五 〔同上〕

三十六 〔同上〕

三十七 〔同上〕

三十八 〔同上〕

三十九 〔同上〕

四十 〔同上〕

〔号を加える。〕

~~四十三 法第八百十六條の十第三項第三号~~

(保存の指定)

第二百三十二条 電子文書法第三条第一項の主務省

令で定める保存は、次に掲げる保存とする。

〔一〜三十 略〕

~~三十一 法第七百三十五条の二第二項の規定によ~~

~~る同条第一項の書面の保存~~

~~三十二 〔略〕~~

~~三十三 〔略〕~~

~~三十四 〔略〕~~

~~三十五 〔略〕~~

~~三十六 法第八百十六條の十第二項の規定による~~

~~同条第一項の書面の保存~~

〔号を加える。〕

(保存の指定)

第二百三十二条 電子文書法第三条第一項の主務省

令で定める保存は、次に掲げる保存とする。

〔一〜三十 同上〕

〔号を加える。〕

~~三十一 〔同上〕~~

~~三十二 〔同上〕~~

~~三十三 〔同上〕~~

~~三十四 〔同上〕~~

〔号を加える。〕

(縦覧等の指定)

第二百三十四条 電子文書法第五条第一項の主務省

令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

〔一〜四十三 略〕

四十四 法第七百三十五条の二第三項第一号の規

定による同条第二項の書面の縦覧等

四十五 〔略〕

四十六 〔略〕

四十七 〔略〕

四十八 〔略〕

四十九 〔略〕

五十 〔略〕

五十一 〔略〕

(縦覧等の指定)

第二百三十四条 電子文書法第五条第一項の主務省

令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

〔一〜四十三 同上〕

〔号を加える。〕

四十四 〔同上〕

四十五 〔同上〕

四十六 〔同上〕

四十七 〔同上〕

四十八 〔同上〕

四十九 〔同上〕

五十 〔同上〕

五十二 「略」

五十三 法第八百十六條の二第三項第一号の規定
による同条第一項の書面の縦覧等

五十四 法第八百十六條の十第三項第一号の規定
による同条第二項の書面の縦覧等
(交付等の指定)

第二百三十六條 電子文書法第六條第一項の主務省
令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。

「一〜二十六 略」

二十七 法第八百十六條の二第三項第二号の規定
による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付
等

二十八 法第八百十六條の十第三項第二号の規定

五十一 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

(交付等の指定)

第二百三十六條 電子文書法第六條第一項の主務省
令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。

「一〜二十六 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付
等

附 則

(旧商法第二百十一条ノ三第一項第二号の規定により取得した自己株式に関する経過措置)

第八条 当該事業年度中に旧商法第二百十一条ノ三第一項の決議により買い受けた当該株式会社の株式(同項第一号に掲げる場合において取得した株式を除く。)がある場合には、同条第四項の規定により報告しなければならない事項を、第二百十一条第一項第三号に掲げる事項に含むものとする。

附 則

(旧商法第二百十一条ノ三第一項第二号の規定により取得した自己株式に関する経過措置)

第八条 当該事業年度中に旧商法第二百十一条ノ三第一項の決議により買い受けた当該株式会社の株式(同項第一号に掲げる場合において取得した株式を除く。)がある場合には、同条第四項の規定により報告しなければならない事項を、第二百十一条第一項第二号に掲げる事項に含むものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記であ

る。

第二表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第二編 [略]</p> <p>第二編 株式会社</p> <p>[第一章～第三章 略]</p> <p>第四章 機関</p> <p>第一節 株主総会及び種類株主総会</p> <p>[第一款・第二款 略]</p> <p>第三款 種類株主総会 (第九十五条)</p> <p>第四款 電子提供措置 (第九十五条の二)</p>	<p>目次</p> <p>第二編 [同上]</p> <p>第二編 株式会社</p> <p>[第一章～第三章 同上]</p> <p>第四章 機関</p> <p>第一節 株主総会及び種類株主総会</p> <p>[第一款・第二款 同上]</p> <p>第三款 種類株主総会 (第九十五条)</p>

第九十五条の四)

〔第二節～第十一節 略〕

〔第五章～第八章 略〕

〔第三編～第七編 略〕

附則

(定義)

第二条 〔略〕

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一～六十一 略〕

六十二 電子提供措置 法第二百二十五条の二に

規定する電子提供措置をいう。

六十三 〔略〕

〔第二節～第十一節 同上〕

〔第五章～第八章 同上〕

〔第三編～第七編 同上〕

附則

(定義)

第二条 〔同上〕

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一～六十一 同上〕

〔号を加える。〕

六十二 〔同上〕

六十四 [略]

六十五 [略]

六十六 [略]

六十七 [略]

六十八 [略]

六十九 [略]

七十 [略]

七十一 [略]

七十二 [略]

七十三 [略]

七十四 [略]

七十五 [略]

七十六 [略]

六十三 [同上]

六十四 [同上]

六十五 [同上]

六十六 [同上]

六十七 [同上]

六十八 [同上]

六十九 [同上]

七十 [同上]

七十一 [同上]

七十二 [同上]

七十三 [同上]

七十四 [同上]

七十五 [同上]

七十七 [略]
七十八 [略]
七十九 [略]
八十 [略]
八十一 [略]
八十二 [略]
八十三 [略]
八十四 [略]
八十五 [略]
八十六 [略]
八十七 [略]
八十八 [略]
八十九 [略]

七十六 [同上]
七十七 [同上]
七十八 [同上]
七十九 [同上]
八十 [同上]
八十一 [同上]
八十二 [同上]
八十三 [同上]
八十四 [同上]
八十五 [同上]
八十六 [同上]
八十七 [同上]
八十八 [同上]

九十 [略]

九十一 [略]

九十二 [略]

九十三 [略]

九十四 [略]

九十五 [略]

九十六 [略]

九十七 [略]

九十八 [略]

九十九 [略]

百 [略]

百一 [略]

百二 [略]

八十九 [同上]

九十 [同上]

九十一 [同上]

九十二 [同上]

九十三 [同上]

九十四 [同上]

九十五 [同上]

九十六 [同上]

九十七 [同上]

九十八 [同上]

九十九 [同上]

百 [同上]

百一 [同上]

百三 [略]
百四 [略]
百五 [略]
百六 [略]
百七 [略]
百八 [略]
百九 [略]
百十 [略]
百十一 [略]
百十二 [略]
百十三 [略]
百十四 [略]
百十五 [略]

百三 [同上]
百三 [同上]
百四 [同上]
百五 [同上]
百六 [同上]
百七 [同上]
百八 [同上]
百九 [同上]
百十 [同上]
百十一 [同上]
百十二 [同上]
百十三 [同上]
百十四 [同上]

- 百十六 [略]
- 百十七 [略]
- 百十八 [略]
- 百十九 [略]
- 百二十 [略]
- 百二十一 [略]
- 百二十二 [略]
- 百二十三 [略]
- 百二十四 [略]
- 百二十五 [略]
- 百二十六 [略]
- 百二十七 [略]

- 百十五 [同上]
- 百十六 [同上]
- 百十七 [同上]
- 百十八 [同上]
- 百十九 [同上]
- 百二十 [同上]
- 百二十一 [同上]
- 百二十三 [同上]
- 百二十三 [同上]
- 百二十三 [同上]
- 百二十四 [同上]
- 百二十五 [同上]
- 百二十六 [同上]

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第四十一条 法第二百二条第一項第四号に規定する
法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〜六 略」

七 電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定

八 「略」

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第五十四条 法第二百四十二条第一項第四号に規定する
法務省令で定める事項は、次に掲げる事項と

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第四十一条 法第二百二条第一項第四号に規定する
法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〜六 同上」

「号を加える。」

七 「同上」

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第五十四条 法第二百四十二条第一項第四号に規定する
法務省令で定める事項は、次に掲げる事項と

する。

「一〇六 略」

七 電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定

八 「略」

(招集の決定事項)

第六十三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(定款にロからニまで及びへに掲げる事項につ

する。

「一〇六 同上」

「号を加える。」

七 「同上」

(招集の決定事項)

第六十三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

三 法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(定款にロからニまで及びへに掲げる事項につ

いての定めがある場合又はこれらの事項の決定
を取締役に委任する旨を決定した場合における
当該事項を除く。)

「イ〜ハ 略」

ト 株主総会参考書類に記載すべき事項のうち
、法第二百二十五条の五第三項の規定による
定款の定めに基づき同条第二項の規定により
交付する書面（以下この節において「電子提
供措置事項記載書面」という。）に記載しな
いものとする事項

四 法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に
掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項
（定款にイからハまでに掲げる事項についての

いての定めがある場合又はこれらの事項の決定
を取締役に委任する旨を決定した場合における
当該事項を除く。)

「イ〜ハ 同上」

「号の細分を加える。」

四 法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に
掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項
（定款にイ又はロに掲げる事項についての定め

定めがある場合における当該事項を除く。)

「イ・ロ 略」

ハ 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある
場合において、法第二百九十九条第三項の承
諾をした株主の請求があつた時に議決権行使
書面に記載すべき事項（当該株主に係る事項
に限る。第六十六条第三項において同じ。）
に係る情報について電子提供措置をとること
とするときは、その旨

「五〽七 略」

(議決権行使書面)

第六十六条 「略」

2 「略」

がある場合における当該事項を除く。)

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

「五〽七 同上」

(議決権行使書面)

第六十六条 「同上」

2 「同上」

3|| 第六十三条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合には、株式会社は、法第二百九十九条第三項の承諾をした株主の請求があつた時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該株主に対して、法第三百二十五条の三第三項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

4|| [略]

5|| [略]

第四款 電子提供措置

(電子提供措置)

第九十五条の二 法第三百二十五条の二に規定する

[項を加える。]

3|| [同上]

4|| [同上]

[一款三条を加える。]

法務省令で定めるものは、第二百二十二条第二項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

(電子提供措置をとる場合における招集の通知の記載事項)

第九十五条の三 法第三百二十五条の四第二項第三

号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 電子提供措置をとっているときは、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための

文字、記号その他の符号又はこれらの結合であ
つて、情報の提供を受ける者がその使用に係る
電子計算機に入力することによつて当該情報の
内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたフ
ァイルに当該情報を記録することができるもの
その他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当
該電子計算機に備えられたファイルに当該情報
を記録するために必要な事項

二 法第二百二十五条の三第三項に規定する場合
には、同項の手續であつて、金融商品取引法施
行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四
条の十二の規定によりインターネットを利用し
て公衆の縦覧に供されるものをインターネット

において識別するための文字、記号その他の符
号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受
ける者がその使用に係る電子計算機に入力する
ことによつて当該情報の内容を閲覧することが
できるものその他の当該者が当該情報の内容を
閲覧するために必要な事項

2| 法第三百二十五条の七において準用する法第三
百二十五条の四第二項第三号に規定する法務省令
で定める事項は、前項第一号に掲げる事項とす
る。

(電子提供措置事項記載書面に記載することを要
しない事項)

第九十五条の四 法第三百二十五条の五第三項に規

定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）

イ 議案

ロ 株主総会参考書類に記載すべき事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

二 事業報告に記載され、又は記録された事項（次に掲げるものを除く。）

イ 第二百二十条第二項第四号、第五号、第七号

及び第八号、第二百二十一条第一号から第六号
の三まで、第二百二十一条の二、第二百五条
第二号から第四号まで並びに第二百二十六条第
七号の二から第七号の四までに掲げる事項

ロ 事業報告に記載され、又は記録された事項
(イに掲げるものを除く。)につき電子提供
措置事項記載書面に記載しないことについて
監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議
を述べている場合における当該事項

三 計算書類に記載され、又は記録された事項
(株主資本等変動計算書又は個別注記表に係る
ものに限る。)

四 連結計算書類に記載され、又は記録された事

項（会社計算規則第六十一条第一号ハの連結株
主資本等変動計算書若しくは同号ニの連結注記
表に係るもの又はこれらに相当するものに限
る。）

2) 次の各号に掲げる事項の全部又は一部を電子提
供措置事項記載書面に記載しないときは、取締役
は、当該各号に定める事項を株主（電子提供措置
事項記載書面の交付を受ける株主に限る。以下こ
の項において同じ。）に対して通知しなければな
らない。

一 前項第二号に掲げる事項 監査役、監査等委
員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載
書面に記載された事項（事業報告に記載され、

又は記録された事項に限る。)が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告に記載され、又は記録された事項の一部である旨を株主に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

二 前項第三号に掲げる事項 監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を株主に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

三 前項第四号に掲げる事項 監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（連結計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を株主に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。